

(証券コード 1803)
平成26年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
取締役社長 宮 本 洋 一

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、2頁に記載のいずれかの方法により、平成26年6月26日（木曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目16番1号
当社 本店（2階シミズホール）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

第112期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）における以下の事項

1. 事業報告、連結計算書類及び当社計算書類の内容
2. 会計監査人の連結計算書類及び当社計算書類 監査結果
3. 監査役会の事業報告、当社計算書類、その附属明細書及び連結計算書類 監査結果

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 郵送による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時10分までに到着するように、折返しご送付ください。

(2) インターネット等による議決権の行使について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を平成26年6月26日（木曜日）午後5時10分までにご入力ください。

なお、行使の方法の詳細につきましては、7頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

(3) 議決権の重複行使の取り扱いについて

郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代理人によるご出席の場合は、本人及び代理人の議決権行使書用紙とともに、委任状を会場受付にご提出ください。

◎招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.shimz.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期的発展の礎となる財務体質の強化と安定配当を経営の重要な課題と位置付け、業績に裏付けられた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、中間配当金と同額の1株につき3円50銭を継続させていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき7円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭 総額 2,750,980,747円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

- 現行定款の一部を次のとおりに変更いたしたいと存じます。
1. 提案の理由
- 今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ） （条文省略） 8. （新 設） <u>9.</u> ） （条文省略） <u>21.</u>	（目 的） 第2条 （現行どおり） 1. ） （現行どおり） 8. <u>9. 農産物の栽培，林業，魚介類の養殖，これらの生産物の加工，販売及び関連施設の運営並びにこれらに関するコンサルティング業務</u> <u>10.</u> ） （現行どおり） <u>22.</u>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役 吉田和夫、小橋鴻三の両氏は、本総会終結の時をもって退任しますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
てら だ おさむ 寺 田 修 (昭和28年4月7日生) ※	昭和52年4月 当社に入社 平成17年6月 執行役員 平成22年4月 常務執行役員 名古屋支店長 平成24年4月 常務執行役員 建築事業本部 東京支店長 平成24年9月 常務執行役員 建築事業本部 副本部長、 建築事業本部 東京支店長 平成25年4月 専務執行役員 建築事業本部 副本部長、 建築事業本部 東京支店長 平成26年4月 専務執行役員 建築事業本部 副本部長、海外担当 現在に至る	24,235株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 高見順一、小山田純一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	たか み じゅん いち 高 見 順 一 (昭和25年11月6日生)	昭和48年4月 当社に入社 平成13年6月 首都圏事業本部 工務部長 平成14年4月 建築事業本部 工務部長 平成16年12月 土木事業本部 工務部長 平成17年12月 北陸支店 副支店長 平成19年4月 関西事業本部 副本部長 平成20年6月 監査部長 平成22年6月 監査役(常勤) 現在に至る	6,764株

番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	にし かわ てつ や 西 川 徹 矢 (昭和22年6月1日生) ※	昭和47年4月 警察庁に入庁 平成元年8月 警視庁刑事部捜査第二課長 平成5年4月 和歌山県警察本部長 平成10年3月 新潟県警察本部長 平成19年1月 防衛省大臣官房長 平成21年8月 内閣官房副長官補 平成23年11月 株式会社損害保険ジャパン 顧問 (現任) 平成24年1月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 笠原総合法律事務所入所 (現任) 平成25年5月 株式会社セキド 社外監査役 (現任) 平成25年6月 株式会社ラック 社外取締役 (現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
3. 西川徹矢氏は、社外監査役候補者であります。
4. 西川徹矢氏は、警察、防衛省、内閣官房における要職を歴任された豊富な経験と卓越した見識並びに弁護士としての専門的知見を有しており、これらを活かして、当社の経営を客観的、中立的な立場から監視していただけるものとして、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、当社が上場する金融商品取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、本総会において西川徹矢氏が選任された場合には、同氏との間で、会社法第427条及び定款第33条の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 「社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負う。」

以 上

＜インターネット等による議決権行使のご案内＞

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、平成26年6月26日（木曜日）の午後5時10分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

＜機関投資家の皆様へ＞

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

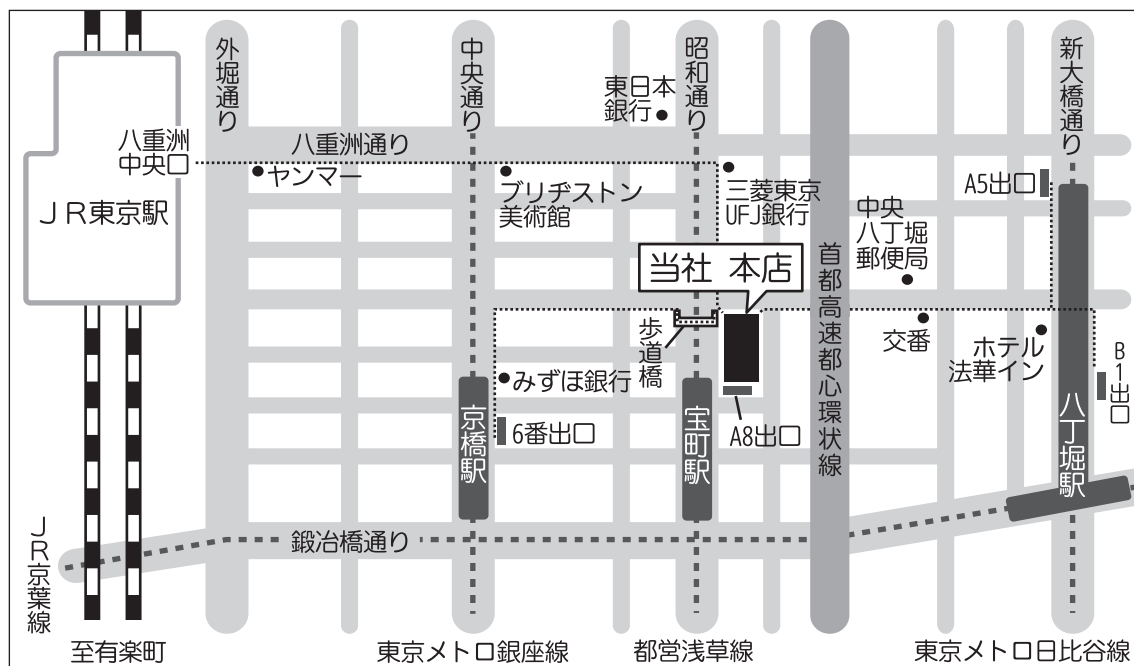
定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区京橋二丁目16番1号

当社 本店（2階シミズホール）

電話（03）3561－1111（大代表）

交 通	・都 営 浅 草 線……宝 町 駅	A8出口	隣接
	・東京メトロ銀座線……京 橋 駅	6番出口	徒歩約5分
	・J R 各 線……東 京 駅	八重洲中央口	徒歩約10分
	・J R 京 葉 線……八丁堀駅	B1出口	徒歩約10分
	・東京メトロ日比谷線……八丁堀駅	A5出口	徒歩約10分



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。